

2 市民生活部会

	ページ
1 一人ひとりを大切にする	2 - 1
2 次の世代を育む	
(1) 子育てを家族と社会全体でささえる	2 - 3
(2) 特色ある教育を推進する	2 - 5
3 暮らしに安全と安心をもたらす	
(1) 安全な暮らしをまもる	2 - 6
(2) 安心な暮らしをささえる	2 - 7
(3) 生きがいのある暮らしをすすめる	2 - 8
(4) 安心できる消費生活を実現する	2 - 9
4 とともにささえあう社会をめざす	2 - 10
5 自律的な地域コミュニティをつくる	2 - 12

1 一人ひとりを大切にする

1 課題

高齢化の進行や、所得格差の拡大、グローバル化による国内外の交流増大等を背景に、多様な人が社会で不便や疎外感等を感じる状況が、今後広がっていく可能性があります。

市民一人ひとりがお互いに人権を尊重して多様性を認めあう意識をもち、ハード・ソフト両面から、「ユニバーサルデザイン（UD）」、すなわちはじめから誰もが利用しやすいまちや建物、製品、環境、サービスづくりを推進し、常に見直しと改善を重ねることで、年齢・性別・文化・身体状況など人々が持つさまざまな個性や違いを越えて、誰もが安心して快適にらせる「人にやさしい・人がやさしい」社会の実現をめざす必要があります。

2 取り組みの方向性

(1) 一人ひとりを大切にする意識づくりの推進

- ・一人ひとりの市民が人権意識をもち、日常生活の中での主体的な行動へ結びつけるための、人権教育・啓発の推進
- ・多様な市民が互いに認めあい支えあう意識づくりとこれを担う人材の育成
- ・こうべUD広場(こうべユニバーサルデザイン推進会議)を核とするUDの普及啓発、地域・学校での教育と人材育成
- ・外国人市民がくらしやすいまちづくりの実現(異なる文化・伝統の理解促進)
- ・男女共同参画社会の実現(男女共同参画意識の啓発、配偶者等からの暴力(DV)防止対策の推進)

(2) 誰もが参画できるしくみづくりの推進

- ・市による全施策のUD化と継続的な点検と、常に改善を図るためのしくみづくりの推進
- ・市民・事業者・各種団体等がUDの視点で共に考え、取り組むためのしくみづくり
- ・情報のUD化の推進(情報の収集・活用・発信及び情報を用いた自己決定における情報の平準化)
- ・ICTの活用等による、高齢者や障害者をはじめすべての人がくらしやすい社会づくり
- ・外国人市民の市政参加や社会参加の推進
- ・すべての市民が働きやすい環境づくりの推進
- ・障害者の就労支援や雇用の改善等の取り組みの推進

(3) 安全・安心で快適なまちづくりの推進

- ・まち全体を視野にいたUD政策の推進
- ・住民参画による、誰もがくらしやすいまちづくりの促進

(4) 市民の主体的な誰もが使えるものづくりを推進

- ・ 多様な消費者の声を取り入れながら誰もが利用できる UD に配慮した商品の開発の推進
- ・ UD 商品に関する情報の市民への発信、利用促進

2 次の世代を育む

(1) 子育てを家族と社会全体でささえる

1 課題

少子化が急速に進展しており、晩婚化の進行、未婚率の増加など今後も少子化が進むことが懸念されます。また、核家族化による家庭機能の低下や、子どもをめぐる事件の発生など、子育てをするうえで社会全体への不安が高まっています。

近所づきあいなどの人間関係の希薄化に伴い、子育てをする家庭そのものが社会との関係が断絶する中で、子どもたちが社会規範や思いやりを学ぶ機会が失われつつあります。

子どもの利益が最大限尊重され、子どもが健やかに育まれるとともにすべての人が安心して、ゆとりを持って子どもを産み育てることができるよう、地域における子育て支援のさらなる充実や、ワーク・ライフ・バランスの推進等を通じた仕事と子育ての両立支援など、子育てを社会全体で支える社会をめざす必要があります。

2 取り組みの方向性

(1) 母性並びに子どもの健康の確保と増進

- ・妊娠・出産に関する不安の解消、妊婦診査の充実など、生まれるまでの母子保健の推進
- ・新生児訪問指導事業や乳幼児の健康診査など、生まれてからの母子保健の推進

(2) 地域における子育て支援の充実

- ・地域において子育てや親育ちを支援する、さまざまな世代の人材の確保・育成
- ・児童館などの施設を活用した、地域における子育て支援の充実
- ・命の感動体験学習の推進や健康教育の推進など、次代の親づくりの推進
- ・青少年の居場所づくりの推進や社会参画の促進など、青少年の健全育成の推進
- ・乳幼児医療費助成や児童手当など経済的支援の充実

(3) 仕事と子育ての両立支援

- ・待機児童の解消に向けた保育サービスの充実
- ・病児・病後児保育、学童保育など、多様な保育サービスへの対応
- ・男女ともに子どもを育てやすく働きやすい環境づくり等の推進

(4) 子どもの安全・安心の確保と生活環境の整備

- ・交通安全の確保や犯罪等から守る活動による子どもの安全の確保
- ・住宅での子育て支援や交通バリアフリーの推進など、子育てを支援する生活環境の整備

(5) 要保護児童への対応

- ・子育て支援室や子ども家庭センターの充実、養育支援訪問など、児童虐待防止の充実
- ・母子家庭支援や父子家庭支援などひとり親家庭への支援の充実

- ・ 障害児施設の充実や発達障害支援の推進など、障害児施策の充実
- ・ 家庭的な養護の推進や自立支援策の強化など、社会的養護体制の充実

2 次の世代を育む

(2) 特色ある教育を推進する

1 課題

大きな変化が予想されるこれからの世界において、将来の発展の原動力となる「人財」の育成はますます大きな課題になります。子どもたちが教育を通じて基本的な力を身につけ、地域社会や国際社会の担い手となるよう育てていく必要があります。

一方で、急激な都市化、情報化、核家族化の進行や人々のライフスタイルの変化に伴って、家庭や地域の教育力の低下が懸念されます。子どもたちは、家族や教師、地域の人々など、多くの人々と出会い、支えられ、さまざまな影響を受けることにより、人として磨かれ、社会的な存在となっていくことから、社会全体で子どもの成長・発達に関わっていく必要があります。

2 取り組みの方向性

(1) 基礎基本の力と豊かな国際性を身につけた子どもの育成

- ・「確かな学力」「豊かな心」「健康・体力」の基礎基本の定着による、生きるための基盤の形成
- ・特色ある教育を進めるための学習指導基準や、小中学校の指導理念・指導内容等の一貫性を重視したカリキュラム等の推進
- ・国や文化の違いを超えて活動し、多様な人々と協力・共生できる豊かな国際性の育成
- ・防災教育、環境教育、地域学習、キャリア教育、情報教育など特色ある教育の推進

(2) 学校・教職員の力の向上と教育環境の整備

- ・教員が優れた資質と能力を身につけ、意欲をもって教育に取り組めるための、育成支援や指導力向上支援
- ・全小中学校の耐震化など、子どもたちが安全で安心な学校生活を送っていけるよう必要な教育環境の整備

(3) みんなで子どもの未来を応援するしくみづくり

- ・すべての教育の原点である家庭における子育て力の向上支援
- ・学校から家庭や地域に対する情報発信の強化
- ・家庭・地域・学校の連携を強化し、保護者や地域住民等の学校運営への参画や協力促進等を通じた、教育の充実

3 くらしに安全と安心をもたらす

(1) 安全なくらしをまもる

1 課題

地球温暖化の進行や急激な都市化などを背景に、今後も予測困難な災害等の発生が予想される中、一方で阪神・淡路大震災の教訓の風化が懸念されます。

災害以外にも、犯罪や事故などの日常的な危機、さらにテロや新たな感染症などの危機の発生も懸念されます。

市民自身が「自分の安全は自分で守る」意識を持つとともに、行政が必要な体制を整えることで、あらゆる危機から生命など守らなければならないものはしっかり守り、被害を最小限に抑えるまちをつくる継続した取り組みが必要です。

2 取り組みの方向性

(1) 防災意識の高揚

- ・市民自身が「自分の安全は自分で守る」意識を持つための、情報提供等の支援
- ・次世代を担う子どもたちにいのちの大切さを伝えるための防災教育の推進
- ・震災の教訓の次世代への継承と他都市への発信や被災地支援等の推進

(2) 協働による安全なまちづくり

- ・あらゆる災害時等における地域の対応力（特に初動対応）を強化するための、防災福祉コミュニティ等における、地域での防災訓練や、市民救命士の育成等による救急救命体制づくり、災害時要援護者対策の徹底等
- ・平常時における危険情報等の共有や災害時における早期避難等に役立てるための、市民への効率的・効果的な情報伝達のための手段や体制の充実
- ・日頃からの防犯パトロールや交通安全運動など、地域のつながりに根ざした安全な地域づくりの推進
- ・地域防災の中核としての消防団活動の推進
- ・災害時の物資供給等に関する事業者との協定や他都市との相互応援協定の締結など、災害時の円滑な対応のための連携体制の強化
- ・大規模災害時において円滑な救急活動を行うための医療機関と消防機関の連携
- ・新型インフルエンザなど新たな危機に対する対策強化

3 くらしに安全と安心をもたらす

(2) 安心なくらしをささえる

1 課題

高齢化がますます進み、健康に不安を感じる市民が今後増えていくことが予想される中、介護予防などの日頃からの健康づくりの取り組みがますます大切さを増し、地域における支え合いも一層必要になっていきます。

また、市民が実際に病気等になった場合に迅速かつ適切に対応できるように、医療体制の一層の充実が必要になります。

さらに、新たな感染症等も含めた健康危機管理対策や食品の安全安心対策などの整備も一層重要になります。

2 取り組みの方向性

(1) 健康づくりの環境整備

- ・医療産業都市構想の研究基盤や成果を「健康・福祉」にも活用し、市民の科学的な健康づくりを支援するとともに、市民や来訪者等が健康を実感し、楽しむことのできるまちづくりをめざす「健康を楽しむまちづくり」の取り組みの推進
- ・健康づくりに関する正しい情報の、さまざまな媒体・機会を通じた発信
- ・健康診査等の効果的な受診勧奨システムの構築
- ・世代に応じ、市民が主体的に健康づくりに取り組める環境の整備（食育の推進、生活習慣病予防、介護予防等）

(2) 医療体制の充実

- ・新中央市民病院等による高度専門医療の提供
- ・かかりつけ医・歯科医の推進など、地域で患者の継続的な医療を支える体制の整備
- ・病院・診療所など医療機関相互の役割分担の明確化と連携促進による適切な医療の提供
- ・小児救急拠点の整備など小児救急をはじめとした救急医療体制の充実
- ・医療機関と消防機関の連携や救急車・医療機関の適正利用の促進を通じた、救急搬送及び受け入れの適切な実施の確保

(3) 安全・安心の確保

- ・新たな感染症などの被害の発生防止・拡大防止などの健康危機管理の充実
- ・医療・医薬品・食品等の安全安心の確保に向けた、衛生管理の強化、コンプライアンス意識の向上及び関係機関等の連携強化
- ・有害化学物質等の適正管理、適正処理及び環境リスクに関する情報共有

(4) 元気に暮らせるまちづくり

- ・地域ぐるみでの介護予防・重度化防止
- ・健康づくりリーダーを中心にしたさまざまな健康づくり運動の実施や地域ぐるみの健康診査の受診定着、ひきこもり予防など、地域で元気に暮らすための支えあいの推進

3 くらしに安全と安心をもたらす

(3) 生きがいのあるくらしをすすめる

1 課題

生きがいをもってくらせる社会の実現のため、市民の生涯学習の機会や身近にスポーツに親しむ機会のさらなる充実や、市民文化の裾野を広げて、芸術文化活動を行う主体をつなぎ合わせ、互いに高めあうことのできる人的ネットワークを広げることが必要になります。

2 取り組みの方向性

(1) スポーツの充実

- ・「する」「みる」「ささえる」スポーツの振興による、市民がいつでも誰でもスポーツに参加でき健康づくりができるまちの実現
- ・地域のだれもが気軽にスポーツに親しめる機会や、ボランティアとしてスポーツを支える機会の充実

(2) 生涯学習の推進

- ・民間事業者や大学等との連携による多様なニーズに応じた学習機会の提供など市民の主体的な生涯学習活動への支援の推進
- ・生涯学習で学んだ成果を地域社会に還元するための人材登録や活動場所の提供等のしくみづくり

(3) 市民の主体的な文化活動への支援

- ・市民の主体的な芸術・文化活動の促進に向けた、情報発信や助成制度等による支援
- ・市民がニーズに応じて、芸術・文化活動への参加や体験ができるしくみづくり
- ・学校での公演や博物館・美術館等との連携等を通じ、子どもの頃から芸術・文化を身近に体験できるしくみづくり
- ・地域のさまざまな文化資源や、身近な場（まちかど、商店街、学校、プライベートギャラリー等）などを活用した、地域主体の芸術・文化活動の促進

3 くらしに安全と安心をもたらす

(4) 安心できる消費生活を実現する

1 課題

グローバル化や高度情報通信社会の進展などを背景に、消費者問題がますます多様化、複雑化しており、特に高齢者や若年者を対象にした悪質事業者による被害の拡大や、食品表示の偽装問題などによる消費者の事業者に対する信頼の低下などが懸念されます。

さまざまな消費者政策に消費者の意見が反映され、すべての市民の消費者としての基本的なニーズが満たされ安全が確保されるとともに、消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されるシステムの充実が必要です。

また、消費される商品やサービスなどについて、消費者の自主的で合理的な選択の機会が確保され、そのために必要な情報や賢い消費者となるための教育の機会が消費者に提供されることも必要です。

2 取り組みの方向性

(1) 安全・安心をはじめとする消費者利益の確保

- ・食品・製品・サービスに関する安全・安心情報の提供
- ・市民のくらしに直結する生活必需物資の適正な価格による安定供給を行うための取り組み

(2) 相談体制の充実

- ・複雑化・多様化している消費者からの苦情相談に対応するための、誰もがアクセスしやすい消費者目線による相談体制の充実
- ・苦情相談情報の活用による消費者被害の未然防止・拡大防止や早期救済に向けた取り組み及び悪質事業者への対策

(3) 消費者の自立支援

- ・消費者の年齢その他の特性に配慮した消費者教育や情報提供の充実

(4) 機動的なネットワークの構築

- ・国における消費者庁設置などの動きをふまえ、消費者問題に適切かつ迅速に対応するための、庁内及び国・県・警察等各種行政機関との連携体制の一層の強化
- ・消費者団体・NPO法人・地域団体・学校等のさまざまな団体や個人との連携の一層の強化

(5) 地域協働による取り組み

- ・悪質事業者による消費者の被害を防ぐための情報提供、教育・啓発や、地域協働による見守り活動の推進

4 ともにささえあう社会をめざす

1 課題

急速な超高齢化に伴い、見守りや介護等を要する高齢者がますます増加しますが、地域の中では、支援活動等を担う人材が不足し、地域によっては住民による日常的な福祉活動が困難になることも懸念されるなど、超高齢社会への対応は大きな課題です。

また、障害者（身体・知的・精神）の増加に対する対応や、新たに発達障害を有する方への支援のあり方も課題となります。障害者にとって、就労機会が適切に確保されることは、自立した生活を営むうえで、また社会に参加することで能力を発揮し生きがいを感じるうえで、大きな課題です。

高齢者や障害者をはじめとする全ての市民が、必要とする介護、自立支援サービス、保健・医療サービスなどを等しく享受でき、地域全体・社会全体で支え合う社会づくりをめざす必要があります。

2 取り組みの方向性

(1) 生活支援

市民のニーズに的確に対応し、市民から信頼される制度運営

- ・市民・事業者の意見を集め、多様化する福祉ニーズに対応
- ・意欲や能力のある高齢者雇用など、幅広い労働力による福祉・介護人材の確保、定着及び仕事の魅力向上
- ・認知症について、正しい理解の普及、早期からの予防、的確な治療、その後の適切なケアなど、地域で安心して暮らし続けるための体系的な施策の充実

高齢者・障害者等に対する支援の充実

- ・保健・医療・福祉が連携した総合的・継続的なケア
- ・あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）など、身近な相談窓口における幅広い対応を通じた、市民の福祉サービス等へのアクセスの容易化
- ・障害者の多様なニーズに応じたケアマネジメント体制の充実、相談・支援体制の充実及び重層化
- ・精神障害者に対する救急医療の充実や社会的自立の促進
- ・発達障害の早期発見・早期支援体制の充実
- ・子ども・高齢者・障害者等の権利・財産の侵害防止や、虐待防止等に関する権利擁護策の充実
- ・ICTの活用も含めた高齢者見守りの充実や、テレワークなど障害者等の社会参画の促進

(2) 地域支援

高齢者・障害者の地域生活・社会活動への支援

- ・高齢者・障害者自身の意思による、その人の能力にあった活動や社会参加を支える地域での支援体制の充実

- ・高齢者自身が担い手となって、培った能力や経験を一層活かして、地域で活躍していくための、地域における自主的な活動等に対する支援
- ・障害者が地域社会の中で自立した生活を営み、地域交流やスポーツなどの社会活動に積極的に参加するための支援
- ・施設や病院からの地域生活への移行支援

地域での見守りの充実

- ・災害時における、高齢者や障害者など要援護者に対する協働による支援体制の充実
- ・あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）や、地域の保健・福祉・医療関係者によるネットワークのさらなる機能強化による、地域と協働した見守りの充実
- ・市民一人ひとりによる、隣近所での日頃からの見守り、手助け

社会的に孤立している人等への対応

- ・貧困、失業等の問題を抱えた人が地域社会から孤立したり、社会福祉施策の網の目から落ちることのないよう、国の施策もふまえ、市民・事業者の幅広い参画による「支えあう社会」の実現

(3) 就労支援

- ・障害者の能力が十分に発揮できる就労機会づくりの支援
- ・在宅就労、授産施設など多様な就労機会の提供に向けた取り組み
- ・障害者就労推進センターを通じた、障害者の職場開拓、職場定着支援等の実施
- ・精神障害の障害特性に応じた就労前訓練の充実や就労を継続するためのフォロー

5 自律的な地域コミュニティをつくる

1 課題

少子超高齢化の進行により、今後、より一層、世帯規模の縮小が進み、家族と近隣・地域社会との関係がますます希薄になること、地域組織の役員の高齢化や後継者不足、組織加入率の低下等により地域活動が沈滞することが懸念されます。また、市民ニーズが複雑・多様化する反面、税収入の減少等により行政サービスの縮小が余儀なくされ、市民ニーズや地域課題にきめ細かく対応することが困難になることが予想されます。

このような将来的な課題に対応するため、多様な活動主体との協働のもと、地域住民自ら総合的・自律的なコミュニティづくりに取り組む必要があります。

2 取り組みの方向性

(1) 人と人とのつながりが豊かな地域コミュニティの形成

- ・地域コミュニティにおける地域の組織同士及び人と人とのつながりを豊かにし、信頼関係やネットワークを醸成

(2) 地域を支える人材等の育成

- ・団塊の世代をはじめ幅広い世代の地域住民が、それぞれの立場やライフスタイルに合わせて地域活動に参加できる環境整備
- ・コーディネート能力を持った地域人材の育成
- ・大学など教育機関との連携による、学生のまちづくりへの参加などの人材の確保と、大学のノウハウを活かした人材の育成
- ・地域コミュニティを支え、新たな公共サービスの担い手となる社会的企業（ソーシャルエンタープライズ）の育成

(3) 地域活動に参加しやすいしかけづくり

- ・地域に関する興味や関心の喚起、地域の現状や課題、資源など地域をとりまくさまざまな情報の効果的な収集・発信
- ・さまざまな媒体による市政情報の公開・提供を通じた、地域と市の情報共有

(4) ゆるやかな連携（地域ネットワーク）の促進

- ・自治会など地縁型の組織、ふれあいのまちづくり協議会や防災福祉コミュニティなど特定のテーマに応じて活動を行う組織、さらに NPO など、各活動主体がそれぞれの強みや個性・特性を活かして、相互に連携して総合的に地域活動を展開することが可能となるよう、各活動主体の横断的・開放的なネットワーク(ゆるやかな連携)づくりを支援
- ・連携の核となる地域代表性を持った地域（連携）組織を、市の協働パートナー及び新しい公共サービスの担い手として位置づけ、その総合的・自律的な地域運営を支援

(5) 地域の実情に応じた地域活動支援

- ・地域の課題や実情、地域ニーズに応じた、きめ細かい地域活動に対する支援の充実・強化
- ・地域ニーズに応じて弾力的な運用ができる、地域への包括的な財政支援の実施
- ・専門家（アドバイザー・コンサルタント）の派遣など、地域の特性や活動の実情に応じたオーダーメイド型の地域活動支援メニューづくりの推進

(6) 地域コミュニティを支えるしくみづくり

- ・地域コミュニティにおけるさまざまな地域活動を総合的に支援する総合窓口として、各区の個性と状況に応じた支援体制を強化
- ・各区における地域担当制の一層の充実
- ・市内のまちづくり関係セクションの横断的な連携や、区役所のバックアップ機能の強化など、全庁的なまちづくり支援体制の整備
- ・本庁と区役所の役割分担の見直し
- ・本庁・区役所と地域コミュニティの役割分担の見直し